

砥部町・広田村合併協議会

第 3 回 協 議 会 次 第

日時：平成 1 5 年 1 1 月 6 日 (木) 午後 2 時 ~

場所：砥部町文化会館 3 階会議室 3

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 報告事項

(1) 議員定数等検討小委員会の協議状況報告

(2) 新町建設計画検討小委員会の協議状況報告

5 . 議 事

(1) 継続協議

協議第 6 号 財産の取扱いについて

協議第 8 号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

協議第 9 号 地方税の取扱いについて

(2) 協 議

協議第 1 0 号 一般職員の身分の取扱いについて

協議第 1 1 号 町・字の区域、名称の取扱いについて

協議第 1 2 号 慣行の取扱いについて

協議第 1 3 号 電算システムの取扱いについて

協議第 1 4 号 広報広聴事業の取扱いについて

協議第 1 5 号 納税業務の取扱いについて

協議第 1 6 号 社会福祉協議会の取扱いについて

(3) その他

第 4 回砥部町・広田村合併協議会の日程と協議予定事項について

6 . その他

7 . 副会長あいさつ

8 . 閉 会

砥部町・広田村合併協議会

第3回会議資料

日時：平成15年11月6日（木）14時～

場所：砥部町文化会館3階会議室3

配 布 資 料 一 覧

(報 告 事 項)

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 議員定数等検討小委員会の協議状況報告 | 1 |
| 2 | 新町建設計画検討小委員会の協議状況報告 | 4 |

(継 続 協 議)

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 3 | 財産の取扱いについて | 10 |
| 4 | 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて | 16 |
| 5 | 地方税の取扱いについて | 17 |

(協 議)

- | | | |
|----|-------------------|----|
| 6 | 一般職員の身分の取扱いについて | 18 |
| 7 | 町・字の区域、名称の取扱いについて | 27 |
| 8 | 慣行の取扱いについて | 31 |
| 9 | 電算システムの取扱いについて | 37 |
| 10 | 広報広聴事業の取扱いについて | 42 |
| 11 | 納税業務の取扱いについて | 45 |
| 12 | 社会福祉協議会の取扱いについて | 48 |

(その他)

- | | | |
|----|----------------------------|----|
| 13 | 第4回砥部町・広田村合併協議会の提案予定事項について | 53 |
| 14 | 第4回砥部町・広田村合併協議会の日程について | 54 |

報

告

議員定数等検討小委員会 第1回委員会報告

開催日時：平成15年10月2日（木）午後3時45分～4時10分

開催場所：広田村中央公民館2階ホール

出席委員：委員12名出席

1. 委員長及び副委員長の選任

砥部町・広田村合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、次の委員を選出した。

委員長	中島 博志（広田村議会議長）
副委員長	平岡 文男（砥部町議会議長）

[意見]

現段階で両町村議会では、合併後の定数や特例に関する具体的な協議はしていない。

合併前後の事情がわかった現職議員が在任して、新町において合併協議の結果が誠実に履行されるか見届けることも必要。

今回の合併目的には、行財政の効率化があり、住民の意見を十分に聞き、慎重な審議が必要。

今日結論の出る問題ではない。住民の意見を参考にしながら、次回以降慎重に審議したい。

議員定数等検討小委員会 第2回委員会報告

開催日時：平成15年10月20日(月)午前10時～11時15分

開催場所：砥部町文化会館会議室3

出席委員：委員11名出席(欠席1名)

1. 報告事項

地方公共団体の議会について

議会の根拠、議会の役割、議会の構成、議員定数の根拠等について報告。

議員定数等検討小委員会の役割について

新町における議員定数及び合併特例法の適用の適否の検討に当たっては、調査・審議する項目が、地方公共団体の根幹である間接民主主義の仕組みに関する事項、また直接議員の身分に関する事項であり、協議内容が複雑、多岐及び微妙な問題にわたるため、小委員会で、自由な発言や活発な議論のもと原案を作成し、協議会において協議をするものとする。

2 町村議会の現状について

2町村議会の、議員定数、定例会、常任委員会、議員報酬、議員任期、議会事務局、特別委員会等について報告。

設置選挙、定数特例、在任特例の場合、想定される定数での議員報酬の試算結果について報告。

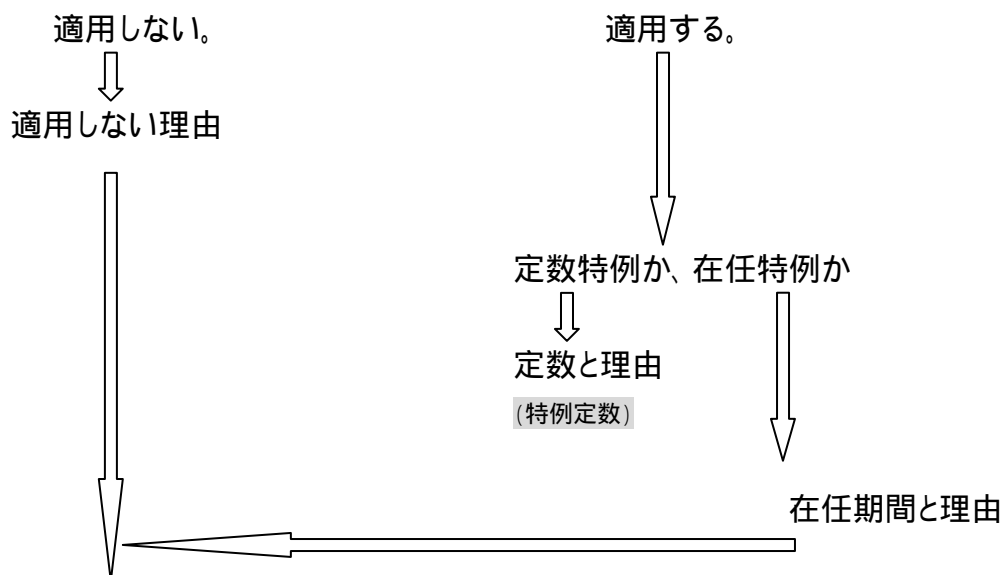
特例適用パターン

特例措置の適用がない場合、定数特例の場合、在任特例の場合それぞれについて、具体例を挙げ決定すべき事項等について報告。

2. 議題

(1) 協議事項について

合併特例法の特例を適用するか否か。



新町の議会議員の定数(条例定数)と理由

新町の選挙区の設置の是非と理由

選挙区ごとの定数と理由

以上の7つの項目について、小委員会として原案を作成し、協議会で協議することを確認した。

[意見]

住民の意見を尊重しながら、納得いく議論をしていく。

新町発足と同時に町村長及び特別職は失職してしまい、また議員も失職してしまうとなると当分の間町政の機能が果たせなくなる。在任特例はやむをえないと思う。

新町建設計画検討小委員会 第2回委員会報告

開催日時：平成15年9月30日（火）午後2時～3時27分

開催場所：広田村農業研修センター

出席委員：委員14名出席

1. 議 題

基本事項（序章）について

計画の目的は、2町村の一体性を速やかに確保し、住民福祉の向上に努めることとし、計画の期間を17年度から26年度までの10年間としました。

また、計画は愛媛県など上位の計画、新町建設計画検討小委員会での審議等を踏まえながら合併協議会で、検討し策定することとしました。

2町村の概要（第1章）について

2町村の総面積は101.57k㎡、人口は22,075人になります。

2町村の沿革は下表のとおりです。

	年	内 容
砥部町	明治22年	外山、北川毛、五本松、大南、岩谷口、大平、川登、万年の8カ村が合併して砥部村が発足
	明治23年	麻生、宮内、千足、川井、七折、大角蔵の6カ村が合併して原町村が発足
	昭和3年	砥部村が砥部町となる
	昭和30年	砥部町と原町村が合併して、新しい砥部町となる
広田村	明治23年	高市、総津、玉谷、満穂、中野川、多居谷、猿谷、栗田の8カ村が合併して広田村が発足
	昭和4年	大字栗田が境界変更により中山町に編入される

人口は、昭和55年と平成12年を比較すると22.9%増加していますが、年少人口（0～14歳）が減少して老年人口が増加しています。

道路の実延長は、239kmで、そのうち改良済み延長は90km(37.7%)です。上水道の普及率は、93.2%です。生活排水処理については、汚水衛生処理率が、41.3%となっています。広田村には、農業集落排水処理施設があります。ごみは年々増加しています。砥部町にごみの固形燃料化施設があります。

保健・医療・福祉施設は、診療所が16カ所、砥部町には病院が1カ所あります。高齢者福祉施設に関しては、それぞれ整備されています。

行財政指標については、下表のとおりとなっています。

	平成 12 年度		平成 13 年度	
	2 町村 (加重平均)	類似団体	2 町村 (加重平均)	類似団体
自主財源比率	50.1%	44.9%	41.5%	45.6%
経常収支比率	70.5%	81.1%	76.0%	82.1%
財政力指数	0.41	0.54	0.42	0.54
公債費負担比率	12.3%	14.1%	13.2%	13.7%

関連計画の概要（第 2 章）と主要指標の見通し（第 3 章）について

関連計画としては、上位計画に第五次愛媛県長期計画、第 4 次松山地区広域市町村圏計画、2 町村の総合計画があります。2 町村の総合計画では、「幼児から高齢者まですべての人が暮らしやすいまち」といった点で一致しています。

主要な指標は、第 1 回で報告した将来人口のほか下表のとおり世帯数と就業者数の推計をしています。

世帯数の推移と推計

	実績値			推計値		
	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
新町	6,462	7,127	7,731	8,375	9,010	9,644
一世帯当り人員	3.2	3.0	2.9	2.7	2.5	2.4

注 1：推計は、平成 2 年～12 年の世帯数の直線回帰による。

資料：国勢調査

就業者数・就業率の推計と予測

	実績値			推計値		
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	20,802	21,705	22,075	22,399	22,676	22,768
就業者数	10,522	11,298	11,335	11,867	12,280	12,693
就業率	50.6%	52.1%	51.3%	53.0%	54.2%	55.7%
第 1 次産業	1,832	1,705	1,397	1,210	992	775
構成比 1	8.8%	7.9%	6.3%	5.4%	4.4%	3.4%
構成比 2	17.4%	15.1%	12.3%	10.2%	8.1%	6.1%
第 2 次産業	3,023	3,344	3,248	3,430	3,543	3,655
構成比 1	14.5%	15.4%	14.7%	15.3%	15.6%	16.1%
構成比 2	28.7%	29.6%	28.7%	28.9%	28.8%	28.8%
第 3 次産業	5,649	6,239	6,685	7,227	7,745	8,263
構成比 1	27.2%	28.7%	30.3%	32.3%	34.2%	36.3%
構成比 2	53.7%	55.2%	59.0%	60.9%	63.1%	65.1%

資料：国勢調査

注 1：実績値には、分類不能人数を含めていないため合計は合わない。

注 2：推計は、平成 2 年～12 年の産業別就業者数の回帰直線による。

注 3：構成比 1 は総人口に対する比率

注 4：構成比 2 は就業者数に対する比率

新町建設の基本方針（第4章）について

まちづくりの視点を次のように定め、5つの基本目標と主要施策を提案しました。

【まちづくりの視点】

視点1：住民・行政が連携・協働するまちづくり

視点2：自然と共生する、資源循環型のまちづくり

視点3：地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるまちづくり

【基本目標】

1 健康で安心して暮らせる、温かなまちを目指して【保健・医療・福祉】

- 生涯健康づくりの推進
- 安心して暮らせる地域医療体制の整備・充実
- 笑顔の見える「福祉のまち」づくりの推進
- 地域で支え合う温もりの福祉社会づくり

2 豊かでゆとりをもって暮らせる、潤いあるまちを目指して

【生活環境・都市基盤】

- 豊かな自然環境の保全と活用
- 人と地球にやさしい生活環境の整備
- ゆとりをもって暮らせる安心安全の確保
- 地域基盤の整備

3 地域を誇り、輝く個性を創造する人とまちを目指して【教育・文化】

- 地域で学ぶ生涯学習環境の整備・充実
- 学校教育・幼児教育の充実
- 地域と織りなす文化の振興
- スポーツ・レクリエーションの振興

4 産業に活力がみなぎり、交流と賑わいのあるまちを目指して

【産業・観光】

- 活力を生む農業・林業の振興
- 賑わいをつくる商業・工業・観光の振興
- 明日を拓く地域産業の育成

5 住民と行政が信頼で結ばれたまちを目指して【行財政運営】

- 笑顔集うまちづくり活動の推進
- 行財政運営の健全化

土地利用計画について

砥部町の土地利用計画のゾーニングを基礎に、新たに作成することとしました。

新町建設計画検討小委員会 第3回委員会報告

開催日時：平成15年10月20日(月)午後2時～3時10分

開催場所：砥部町文化会館3階会議室3

出席委員：委員13名出席

1. 議 題

砥部町・広田村の主要事業について

現段階での県の事業と、2町村の主要な事業を拾い出しました。主な事業は、下表のとおりです。また、バスの運行について、今後の課題として検討することとしました。

県の事業

事業名	総事業費	内2町村の負担額	事業年度	町村区分
	千円	千円		
国道379号線の改良	7,840,000		平16～21	砥部町
主要地方道大平砥部線の改良	3,000,000		未定	砥部町
県営ため池等整備事業	42,000	6,300	平15～17	砥部町
県営農道整備(松山南部2期地区)	600,000	100,000	平17～20	砥部町
県営一般基幹農道総津線(過疎農道)	1,498,000		平7～19	広田村
県営一般基幹農道高市線(過疎農道)	1,400,000		平19～24	広田村
県営猿谷2期地すべり対策事業	210,000		平16～20	広田村

2町村の事業

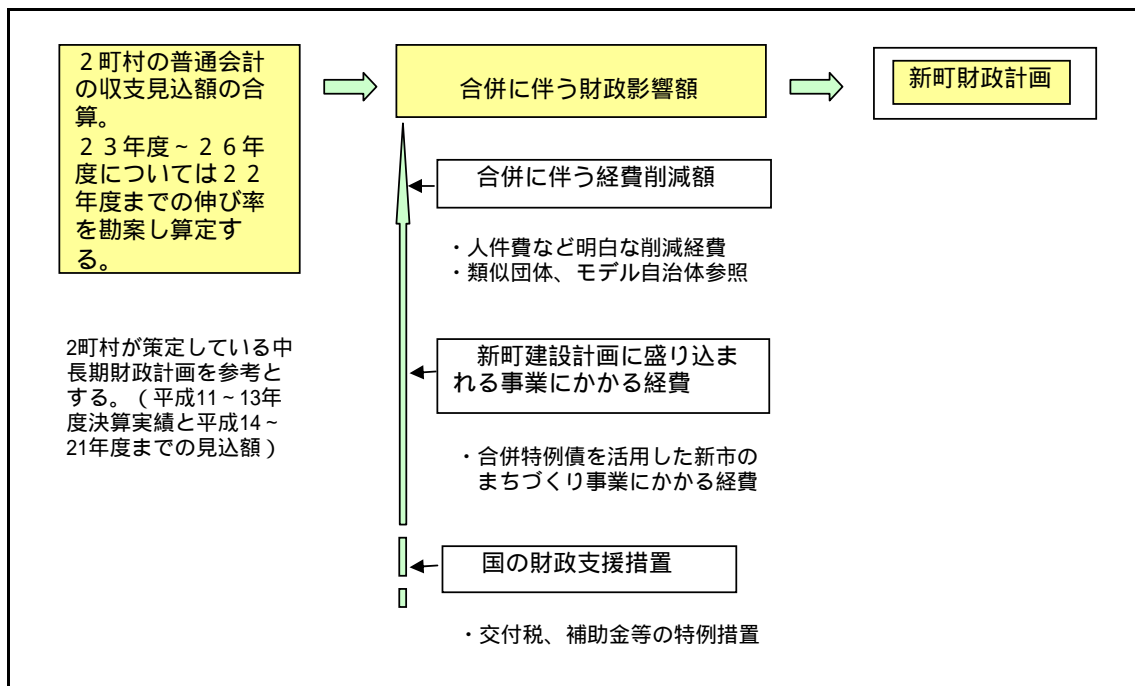
事業名	総事業費	内2町村の負担額	事業年度	町村区分
	千円	千円		
砥部公共下水道	23,673,000	13,420,000	平16～45	砥部町
農業集落排水事業(総津地区)	800,000	270,000	平15～19	広田村
農業集落排水事業(高市地区)	500,000	172,000	平20～24	広田村
新山村振興等農林業特別対策事業	175,163	89,843	平15～18	広田村

2町村の公共施設の状況について

2町村の公共施設を網羅し、主要な施設について、今後話し合うこととしました。

財政計画について

普通会計で作成することとしました。また、両町村の中長期財政計画を基に、合併に伴う経費削減額、新町建設計画に盛り込まれる事業にかかる経費、国の財政支援措置などを見込み、作成することとしました。



国の財政支援措置は、合併特例債の元利償還金の交付税措置や、特別交付税による措置、合併市町村補助金など10年間で50億7000万円見込めます。

協

議

協議第 6 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

財産の取扱いについて
2 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町へ引き継ぐものとする。

平成 1 5 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の参考法令資料

協議項目	財産の取扱い	協議番号	6
専門部会名	総務専門部会	分科会名	財務分科会

国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号)

(国税の徴収権の消滅時効)

第72条 国税の徴収を目的とする国の権利(以下この節において「国税の徴収権」という。)は、その国税の法定納期限(前条第1項第1号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第3項において同じ。)から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

- 2 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
- 3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中断及び停止)

第73条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

- (1) 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第35条第2項第2号(更正又は決定による納付)の規定による納期限までの期間
 - (2) 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第68条第1項又は第2項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。)に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第35条第3項の規定による納期限までの期間
 - (3) 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間
 - (4) 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日(同日前に国税徴収法第47条第2項(繰上差押)の規定により差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間
 - (5) 交付要求 その交付要求がされている期間(国税徴収法第82条第2項(交付要求)の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。)
- 2 前項第5号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失わ

れない。

- 3 国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後2年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においても当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。
 - (1) 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日
 - (2) 更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。) 当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日
 - (3) 納税に関する告知(賦課決定通知書が発せられた国税に係るものを除く。) 当該告知に係る納税告知書が発せられた日(当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日)
- 4 4 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収による国税の納付 当該納付の日
- 4 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税(当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。
- 5 国税(附帯税、過怠税及び国税の滞納処分費を除く。)についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権につき、その時効が中断する。

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)

(地方税の消滅時効)

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下本款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日)の翌日から起算して5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

- (1) 前条第1項第1号若しくは第2号又は同条第3項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 同条第1項第1号の裁決等があつた日若しくは同項第2号の決定、裁決若しくは判決があつた日又は同条第3項各号に掲げる日

(2) 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、本款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中断及び停止)

第18条の2 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

(1) 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

(2) 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日(同日前に第13条の2第1項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

(3) 交付要求 その交付要求がされている期間(この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第82条第2項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。)

2 前項第3号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われぬ。

3 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下本項において同じ。)に係るものの時効は、当該地方税の前条第1項に規定する法定納期限の翌日から起算して2年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後2年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該処分又は行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

(1) 納付又は納入に関する告知(延滞金及び加算金に係るものを除く。) 当該告知に係る文書が発せられた日

(2) 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出 当該申告書が提出された日

4 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予に係る部

砥部町・広田村合併協議会の参考法令資料

- 分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。
- 5 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。
-

滞納調定額

(H 1 5 . 1 0 . 1 現在)

単位：円

砥部町

	個人町民税	法人町民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
平成10年度	2,575,691	0	9,700	0	4,154,700
平成11年度	10,820,406	213,700	8,245,800	318,600	14,661,254
平成12年度	7,401,319	100,000	9,625,100	324,800	14,752,207
平成13年度	10,358,236	326,100	11,957,600	495,200	20,117,310
平成14年度	12,370,117	897,800	14,633,600	1,091,000	32,005,364
計	43,525,769	1,537,600	44,471,800	2,229,600	85,690,835

総計

177,455,604

広田村

	個人町民税	法人町民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
平成10年度	47,593	50,000	82,600	93,000	406,900
平成11年度	422,119	50,000	43,100	42,400	711,500
平成12年度	28,825	50,000	65,100	77,100	460,700
平成13年度	75,250	0	352,900	65,800	0
平成14年度	349,498	50,000	448,200	96,200	714,900
計	923,285	200,000	991,900	374,500	2,294,000

総計

4,783,685

協議第 8 号

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて、次のとおり確認を求め
る。

平成 1 5 年 1 0 月 2 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて
新町に 1 つの農業委員会を置き、選挙による委員は平成 17 年 7 月 1 9 日まで引き続き在任する。 定数については、合併時まで調整する。

平成 1 5 年 月 日確認

協議第 9 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

地方税の取扱いについて
<ol style="list-style-type: none">1. 法人町村民税以外の賦課率は 2 町村とも同率であるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。2. 法人町村民税の税率は、砥部町の例によるものとする。3. 個人町村民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期に統一する。ただし、平成 1 6 年度は旧町村の例によるものとする。4. 軽自動車税の納期については、砥部町の例によるものとする。

平成 1 5 年 月 日確認

協議第10号

一般職員の身分の取扱いについて

一般職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年11月6日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

一般職員の身分の取扱いについて

砥部町、広田村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

1. 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
2. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
3. 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。
4. 職員の給与については、適正化の観点から基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目標に給料の格差是正を行うものとする。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の協議項目参考法令資料

協議項目	一般職員の身分の取扱い	協議番号	10
専門部会名	総務専門部会	分科会名	人事分科会

市町村の合併の特例に関する法律
(昭和40年3月29日法律第6号)

(職員の身分取扱い)

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。
-

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一般職員の身分の取扱い		協議番号	10
専門部会名	総務分科会	分科会名	人事分科会	

1. 職員数

	砥 部 町			広 田 村		
	条例定数	実配置人員	差 引	条例定数	実配置人員	差 引
町長部局	133	128 (1) 22	-5	38	31(6)	-7
議 会	2	2 1	0	1	1	0
選挙管理 委員会	1	0	-1	1	0	-1
監 査 委員会	1	0	-1	0	0	0
教 育 委員会	57	53 (2) 15	-4	8	6(12)	-2
農 業 委員会	1	0	-1	1	1	0
公営企業 (水道)	5	5	0	0	0	0
計	200	188 (3) 38	-12	49	39(18)	-10

() 書きは嘱託等・臨時職員は下段書き

実配置人員数は平成15年10月1日現在で、教育長を除いた数

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

2. 条例定数と実職員数調

(平成15年10月1日現在 単位：人)

区 分	条例定数総計	実職員数	参 考 (定員適正化計画)	
			計 画 期 間	目 標 定 員
砥部町	200	188	H13～H15	192
広田村	49	39	H13～H17	39
合 計	249	227		231

条例定数総計については、両町村職員定数条例の数値による。

実職員数は教育長を除いた数値。

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

3. 定年退職予定調

年 度	退 職 予 定 人 員 数 (人)		
	砥 部 町	広 田 村	計
平成15年度末	3	0	3
平成16年度末	5	2	7
平成17年度末	3	1	4
平成18年度末	6	0	6
平成19年度末	4	0	4
平成20年度末	5	0	5
平成21年度末	10	1	11
平成22年度末	11	0	11
平成23年度末	4	0	4
平成24年度末	5	1	6
平成25年度末	5	1	6
平成26年度末	3	0	3
平成27年度末	7	2	9
平成28年度末	8	4	12
平成29年度末	5	4	9
平成30年度末	5	0	5
平成31年度末	7	1	8
平成32年度末	7	1	8
合 計	103	18	121

* 各町村総務課調による

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

4. 職員削減計画

合併後 年数	年度 (平成)	砥部町			広田村			合併後 定年 退職数	合併後 採用数	目標 職員 数	調整方針
		採用	職員	定年 退職	採用	職員	定年 退職				
	15	0	188	3	0	39	0			224	
	16	5	188	5	0	37	2	7		222	類似団体財政指数表の職員数 (現時点で、特別会計・企業会 計・特別職を除いて166人)を 一つの基準とすると、185人程 度を目標とすることができる。 50歳以上職員に対し、特別勸 奨制度による希望退職者を募り 希望退職者が多い場合は、採 用数を増やす。 委託可能な業務については、民 間等に委託していく。
1	17			3			1	4	5	223	
2	18			6			0	6	3	220	
3	19			4			0	4	3	219	
4	20			5			0	5	3	217	
5	21			10			1	11	3	209	
6	22			11			0	11	5	203	
7	23			4			0	4	5	204	
8	24			5			1	6	5	203	
9	25			5			1	6	5	202	
10	26			3			0	3	5	204	
11	27			7			2	9	5	200	
12	28			8			4	12	5	193	
13	29			5			4	9	5	189	
14	30			5			0	5	5	189	
15	31			7			1	8	5	186	
16	32			7			1	8	5	183	
	合計			103			18	121	72		

教育長を除く

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

5. 職名

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職名
調整の内容	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。		
現		況	
砥部町		広田村	
<p>一般行政職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長、局長、館長、所長 ・ 課長補佐、副館長、副所長、室長、保育所長、幼稚園長 ・ 専門員係長 ・ 専門員 (保育士、教諭、保健師、栄養士、調理士、技師) ・ 係長 ・ 主査 (保育士、教諭、保健師、栄養士、調理士、技師) ・ 主任 (保育士、教諭、保健師、栄養士、調理士、技師) ・ 主事、保育士、教諭、保健師、栄養士、調理士、技師 ・ 主事補、保育士補、教諭補、保健師補、栄養士補、調理士補、技師補 <p>技能労務職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主任作業員、主任調理員 ・ 作業員、調理員、校務員、用務員 		<p>行政職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長、事務局長、事務長、次長、室長 ・ 課長補佐 ・ 係長、主任保健師、主任看護師、主任保育士 ・ 主査、主査保健師、主査看護師、主査保育士 ・ 主事、技師、保健師、看護師、保育士 ・ 主事補、技師補、保健師補、看護師補、保育師補 <p>技能労務職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用務員、校務員、調理員 <p>医療職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所長 ・ 診療所長補佐 ・ 医師、歯科医師 	

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

6. 職階

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職階
調整の内容	職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。		
現 況			
	砥 部 町	広 田 村	
一般行政職	1 級	主事補、技師補、保健師補、栄養士補、 保育士補、教諭補、調理士補	主事補、技師補、保健師補、看護師 補、保育士補
	2 級	主事、技師、保健師、栄養士、保育士、 教諭、調理士	主事、技師、保健師、看護師、保育士
	3 級	主任、主任技師、主任保健師、主任栄養 士、主任保育士、主任教諭、主任調理士	主査、主査保健師、主査看護師 主査保育士
		係長、主査、主査技師、主査保健師、主査栄 養士、主査保育士、主査教諭、主査調理士	係長、主任保健師、主任看護師 主任保育士
	5 級	専門員係長、専門員、専門員技師、専門 員保健師、専門員栄養士、専門員保育士、 専門員教諭、専門員調理士	課長補佐
		6 級	課長補佐、副館長、副所長、会計室長、 保育所長、幼稚園長
	7 級	課長、局長、館長、所長 (8 級に属さないもの)	総務課長
		8 級	課長、局長、館長、所長 (7 級に属さないもの)
技能労務職	1 級	作業員、調理員、校務員、用務員	用務員、校務員、調理員
	2 級	作業員、調理員、校務員、用務員	用務員、校務員、調理員
	3 級	主任作業員、主任調理員、校務員、用務員	
医療職	1 級		医師又は歯科医師
	2 級		医師又は歯科医師
	3 級		診療所長補佐
	4 級		診療所長

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

7. 給料表適用状況

砥部町

給料表	等級	給料表（国との異同）		適用職員数			適用職種
		同じ	異なる（内容）	計	男	女	
行政職給料表	1～8			167	100	67	他の給料表の適用を受けていない全ての職員
技能労務職給料表	1～3			21	4	17	技能労務職
計				188	104	84	

教育長は含まない

広田村

給料表	等級	給料表（国との異同）		適用職員数			適用職種
		同じ	異なる（内容）	計	男	女	
行政職給料表	1～7			38	27	11	他の給料表の適用を受けていない全ての職員
技能労務職給料表	1～2			0	0	0	技能労務職
医療職	1～4			1	1	0	医師、歯科医師
計				39	28	11	

教育長は含まない

協議第 1 1 号

町・字の区域、名称の取扱いについて

町・字の区域、名称の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

町・字の区域、名称の取扱いについて
1．字の区域は、従前のおりとする。 2．町、字の名称については、次のとおりとする。 砥部町は、従前のおりとし、広田村は、「伊予郡広田村」を 「伊予郡砥部町」と変更する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の協議項目参考法令資料

協議項目	町・字の区域、名称の取扱い	協議番号	18
専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務・文書・広報分科会

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

- 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
-

砥部町・広田村合併協議会の協議項目参考資料

協議項目	町・字の区域、名称の取扱いについて	協議番号	18
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・文書・広報分科会
<p>現行「砥部町」の大字名</p> <p>伊予郡砥部町 番地</p> <p>麻生 (あそう)</p> <p>岩谷 (いわや)</p> <p>岩谷口 (いわやぐち)</p> <p>鷓崎 (うのさき)</p> <p>大角蔵 (おおかくら)</p> <p>大平 (おおひら)</p> <p>大南 (おおみなみ)</p> <p>上原町 (かみはらまち)</p> <p>川井 (かわい)</p> <p>川登 (かわのぼり)</p> <p>北川毛 (きたかわげ)</p> <p>五本松 (ごほんまつ)</p> <p>重光 (しげみつ)</p> <p>拾町 (じっちょう)</p> <p>千足 (せんぞく)</p> <p>高尾田 (たこおだ)</p> <p>田ノ浦 (たのうら)</p> <p>外山 (とやま)</p> <p>七折 (ななおれ)</p> <p>原町 (はらまち)</p> <p>万年 (まんねん)</p> <p>宮内 (みやうち)</p> <p>三角 (みょうか)</p> <p>八倉 (やくら)</p> <p>24大字</p>		<p>現行「広田村」の大字名</p> <p>伊予郡広田村 番地</p> <p>多居谷 (おおいだに)</p> <p>仙波 (せんば)</p> <p>総津 (そうづ)</p> <p>高市 (たかいち)</p> <p>玉谷 (たまたに)</p> <p>中野川 (なかのかわ)</p> <p>満穂 (みつほ)</p> <p>7大字</p>	

砥部町・広田村合併協議会の協議項目参考資料

上記のとおり、砥部町・広田村の大字を見ますと、同じ名前や紛らわしい名称といったものはありませんので、合併後も大字の名称につきましては、同じ名前を使用して何ら差し支えはないと考えられます。

区域につきましても、問題等はありませんので、現状のとおりと考えております。

新町での住所標記

愛媛県伊予郡砥部町

番地

協議第 1 2 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

慣行の取扱いについて



- 1 . 町章については、合併時までに公募等により制定する。
- 2 . 町民憲章については、合併時までに公募等により制定する。
- 3 . 町の花・木については、合併後新たに制定する。
- 4 . 町のキャッチフレーズは、合併時までに公募等により制定する。
- 5 . 宣言・決議については、合併後新たに制定する。
- 6 . 町の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町村の歌はそのまま存続するものとする。
- 7 . 名誉町民については、すでにその功績をたたえるためその称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとし、接遇及び特典については、砥部町の例により調整する。
- 8 . 表彰については、合併時に新たに表彰に関する制度を制定する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い	協議番号	12
専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務・文書・広報分科会

1. 町章

砥部町	広田村	調整内容
<p>町章 昭和40年8月2日制定 「とべ」を図案化したもので、円形は「和」を、放射線状は将来への発展を象徴している。</p> 	<p>村章 昭和52年12月23日制定 広田村の「広」で山の形をつくり、頂点の鋭角は村の飛翔を表した。「田」は円にし村民の和を表している。</p> 	<p>町章については、合併時までに公募等により制定するものとする。</p>

2. 町民憲章

砥部町	広田村	調整内容
<p>砥部町民憲章 昭和47年7月28日制定</p> <p>わたしたちは、とべ焼とみかんの町の町民です。 輝かしい伝統を受けつぎ、誇りと責任をもち、よりよい町を作るため、みんなでこの憲章を守りましょう。</p>	<p>広田村民憲章 昭和60年4月18日制定</p> <p>一、自然を愛し、環境をととのえ美しい村をつくりましょう。 一、体と心をきたえ、健康で活気あふれる村をつくりましょう。 一、教養を高め、明るい立</p>	<p>町民憲章については、合併時までに公募等により制定するものとする。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>一、体を鍛え、明るい町を作りましょう。</p> <p>一、教養を高め、りっぱな町を作りましょう。</p> <p>一、自然を守り、美しい町を作りましょう。</p> <p>一、仕事にはげみ、豊かな町を作りましょう。</p> <p>一、みんな笑顔で、平和な町を作りましょう。</p>	<p>派な村をつくりましょう。</p> <p>一、働くことに生きがいを求め、豊かな村をつくりましょう。</p> <p>一、いつも感謝の心を持ち、和のある村をつくりましょう。</p>	
---	--	--

3. 町の花

砥部町	広田村	調整内容
町の花「ポーチュラカ」 (平成9年12月4日指定)	町の花「こぶし」 (昭和60年4月1日指定)	町の花については、合併後制定するものとする。

4. 町の木

砥部町	広田村	調整内容
町の木「みかん」 (昭和53年3月17日指定)	町の木「くぬぎ」 (昭和60年4月1日指定)	町の木については、合併後制定するものとする。

5. 町のキャッチフレーズ

砥部町	広田村	調整内容
「砥部焼とみかんと公園のまち」	「豊かな自然とゆたかな心」	町のキャッチフレーズについては、合併前に公募等で制定するものとする。

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

6. まちづくりのキャッチフレーズ

砥部町	広田村	調整内容
「ホップ ステップ とべ ～子供のまち、若者のまち、 大人のまち～」	「ふれあいとやすらぎ育 む峡の郷さと」	総合計画の策定と合わせ て新たに制定するものとす る。

7. 町の歌

砥部町	広田村	調整内容
「翔べ砥部音頭」 「砥部小唄」	「広田音頭」	合併後必要に応じて制作 するものとする。 旧町村の歌は、そのまま 存続するものとする。

8. 宣言、決議

砥部町	広田村	調整内容
議会の議員の半数改選制等 反対に関する決議 S51.12.20	寄付金等を拒否する決議 H6.9.26	合併後新たに制定するも のとする。
木材需給及び価格安定に関 する決議 S52.12.20	「非核平和宣言」に関する 決議 H6.9.26	
老令者医療保障に関する抜 本改革についての決議 S52.12.20	神の森林道事業にかかる 分担金徴収免除の決議 H7.6.28	
北方領土早期復帰実現に関 する決議 S55.12.16	中国政府、フランス政府の 核実験に抗議する決議 H7.12.20	
道路整備促進に関する決議 S57.6.30	広田村福祉施設適地調査 特別委員会設置に関する 決議 H10.12.21	
昭和 60 年度治水関係予算に 関する決議 S59.6.28		

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>国鉄再建管理委員会の住田委員の発言取り消し等を求める決議 S60.12.20</p> <p>非核平和宣言決議 S61.3.18</p> <p>衆議院議員選挙愛媛一区の境界線変更に対抗する決議 S61.5.2</p> <p>人権尊重の町宣言 H5.9.27</p> <p>寄附金等を拒否する決議 H6.9.30</p> <p>中国政府・フランス政府の核実験強行に抗議する決議 H7.9.29</p> <p>シートベルト完全着用宣言に関する決議 H7.9.29</p> <p>インド政府・パキスタン政府の核実験強行に抗議する決議 H10.6.23</p> <p>愛媛県立宇和島水産高校実習船「えひめ丸」の米原潜との衝突・沈没事故に関する決議 H13.3.9</p> <p>テロ行為の根絶に関する決議 13.9.21</p>		
--	--	--

9. 名誉町民

砥部町	広田村	調整内容
相田 梅太良氏 S44.2.14		すでに功績をたたえるため、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民
梅野 鶴市氏 S44.2.14		
坂村 真民氏 H13.4.27		

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

梅野 武之助氏 H13.9.21		として引き継ぐものとし、待遇及び特典については、砥部町の例によるものとする。
------------------	--	--

10.表彰

砥部町	広田村	調整内容
砥部町名誉町民条例 S43.12.23 砥部町文化功労賞規則 S59.10.15 砥部町職員表彰規程 S54.5.8 砥部町区長会表彰要綱 H15.7.1 砥部町消防団規則 S42.12.22		合併時に新たに表彰に関する制度を制定する。

協議第13号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年11月6日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

電算システムの取扱いについて
新町の電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時に統合し、庁舎間ネットワークにより運用する。また、単独処理業務システムについても、合併後事務の低下を招かないよう随時調整する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	電算システムの取扱い	協議番号	24
専門部会名	総務専門部会	分科会名	電算分科会

電算システム統合の基本方針

1. 電算システムとは

- (ア) 自治体における電算システムとは、住民記録や税業務などさまざまな業務を遂行するための、コンピュータ(ハード・ソフト)やネットワークの組み合わせのことで、
- (イ) 自治体の業務は、そのほとんどが電算システムを使用しており、今後ますます電算システムが、業務の中に占める割合は高まる傾向にあります。

2. システム統合とは

- (ア) 住民サービスを低下させないよう、合併時に電算システムを統合する必要があります。
- (イ) システム統合とは、砥部町・広田村それぞれの電算機器及び住民情報や税情報などを一本化し、一つの電算システムで管理運用するために必要な作業のことです。

3. 統合の範囲

合併前にシステム統合する電算業務は、住民記録システムや税システムなどの窓口業務系及び給与システムなどの内部事務系です。言い換えると、システム統合しなければ新町が自治体として機能しないものがほとんどです。

4. 統合の方法

- (ア) 統合形態は片寄せ方式で、本庁となる砥部町に中心的な機器を設置し運用します。
- (イ) 新町用のシステムは維持費用と運用性を考慮し、現在砥部町で稼働している汎用機を見直し、クライアントサーバ型に代表される「オープンシステム」を新規に構築します。

5. 庁舎間のネットワーク

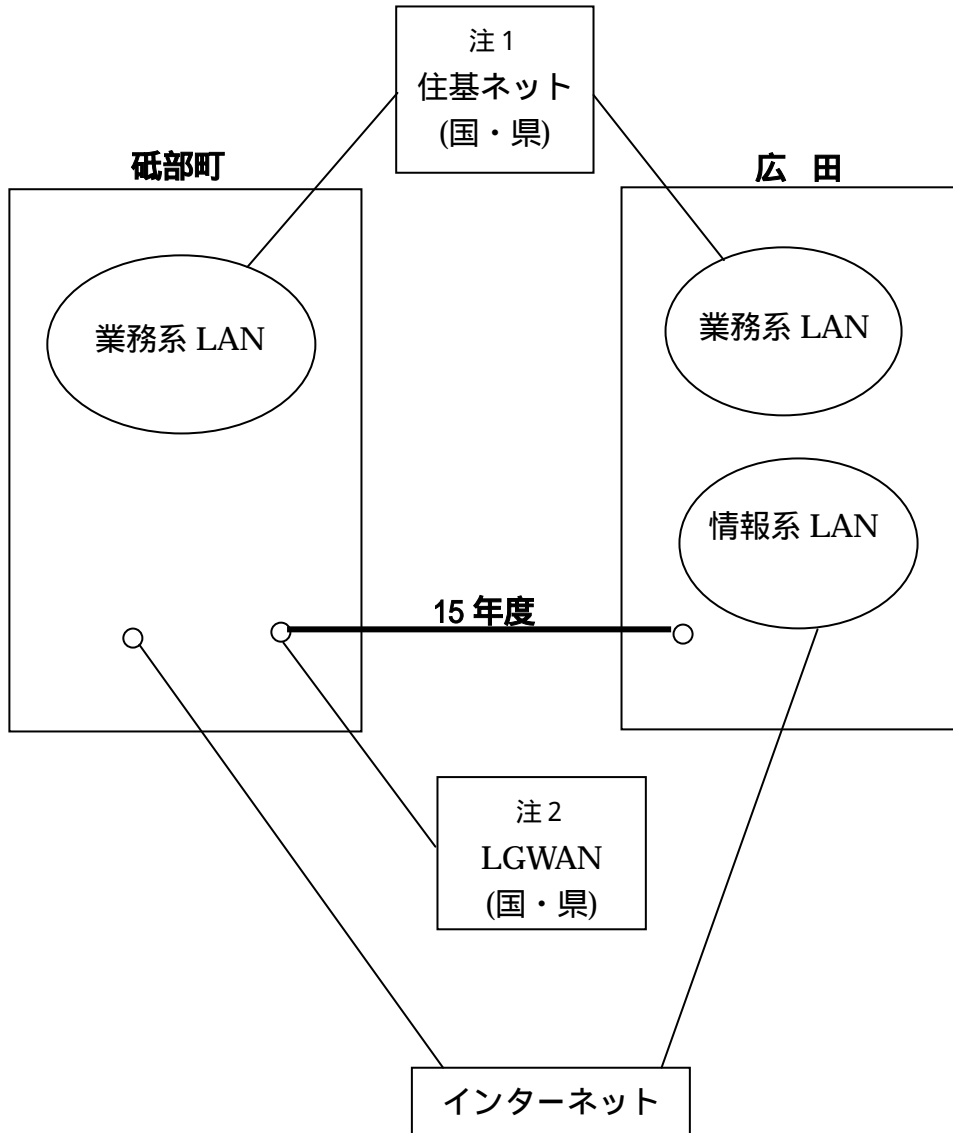
- (ア) 合併後も広田支所で必要なサービスを提供するため、砥部・広田庁舎間の通信基盤を構築します。
- (イ) 庁舎間の通信基盤は、当面の間はNTTの専用線を利用します。
- (ウ) 光ケーブルの敷設は将来計画として検討します。

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

対象業務一覧(予定)

大分類	対象業務	現在のシステム導入状況		備考
		砥部町	広田村	
住民記録	住民記録			副本管理を含む
	住基ネット			
	印鑑登録			副本管理を含む
	外国人登録			
	戸籍附票			
共通	住登外			
	宛名			口座振替・送付先・納税管理人
税	住民税			
	法人市町村民税			
	固定資産税			
	軽自動車税			
	国保税			
	税収納			
国保・年金	国民健康保険			新町システムは高額療養費を追加
	介護保険			
	国民年金			
福祉	老人保健			新町システムは高額医療費を追加
	乳幼児医療費			
	重度心身障害者医療費			
	母子家庭医療費			
	児童手当			
	保育料			
	障害者福祉	15年度中に 導入予定		障害者台帳・障害者支援費
保健	健康管理			成人健康診査・母子健康手帳・乳 幼児健康診査・予防接種・訪問管 理・生活習慣改善・健康管理台 帳・健康管理統計・老健、地域保 健報告書管理・保健師活動支援
教育	学齢簿管理			
選挙	選挙			
	期日前投票(不在者投票)			
総務	人事管理			
	給与			源泉管理を含む
	財務会計			予算編成・予算執行・決算処理・ 決算統計・歳計外、基金管理
	起債管理			
上下水道	上水道			
その他	交通災害共済			
	EUC関係			

合併前



注1 住民基本台帳ネットワークシステムの略。国・県と接続され、コンピュータにより一元管理することにより行政サービスの効率化・利便化を図るものです。

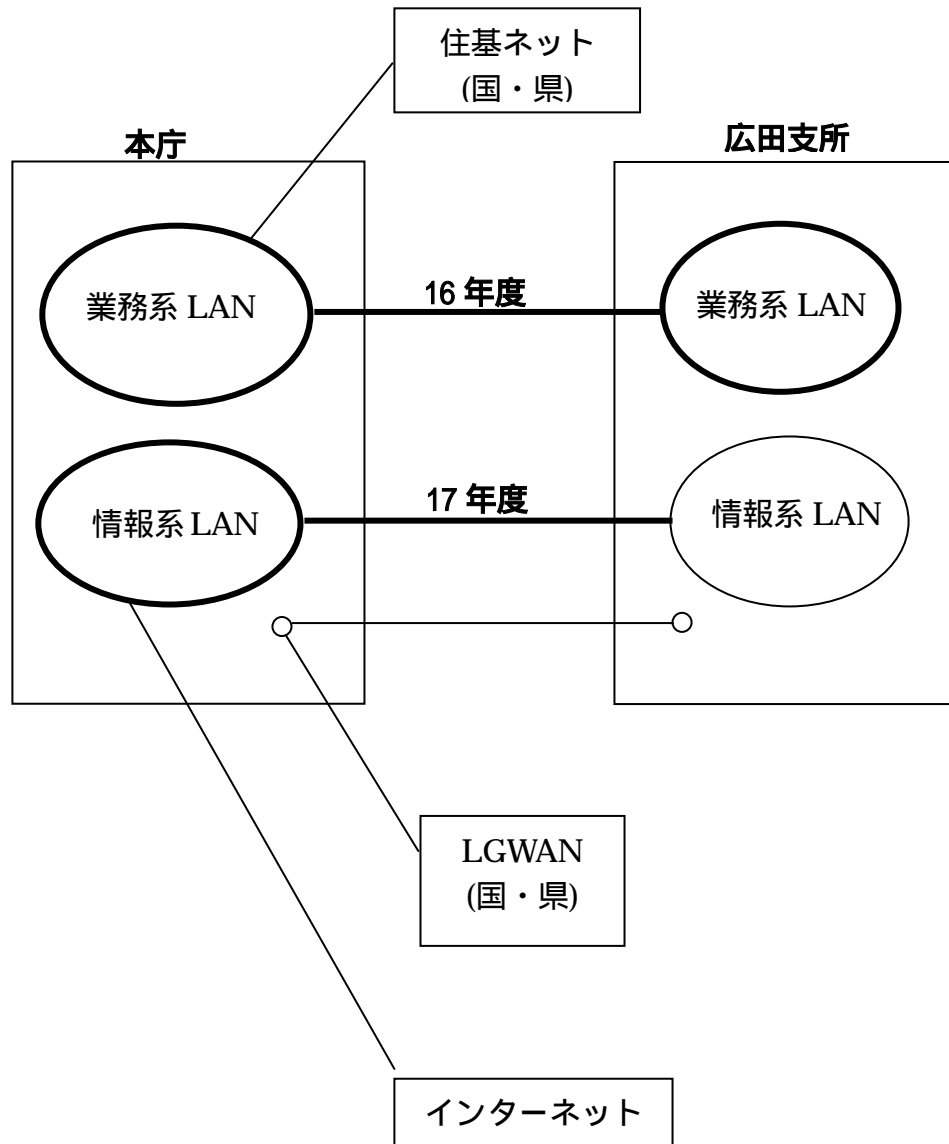
注2 行政専用のネットワーク。国・県とも接続され、文書交換や公的個人認証の基盤となる。

注3 「業務系」とは、住民情報を扱い、窓口業務を処理する電算システムです。税業務などもその一つです。

注4 「情報系」とは、インターネットに接続し、情報発信をしたり、住民の問い合わせなどに対応するシステムです。

注5 「LAN」とは、庁舎内の複数のパソコン等を結ぶネットワークです。

合併後(予定)



協議第 1 4 号

広報広聴事業の取扱いについて

広報広聴事業の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

広報広聴事業の取扱いについて

- 1．広報紙については、砥部町の例により毎月 1 日発行とし、全世帯に配布するものとする。
- 2．ホームページについては、新町発足後速やかに新町のホームページを開設する。
- 3．広聴業務については、合併時に砥部町の例により調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議項目	広報広聴の取扱いについて	協議番号	25
専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務・文書・広報分科会

1. 広報（広報紙）

砥部町	広田村	調整内容
<p>「広報とべ」</p> <p>発行日 毎月1日発行</p> <p>内容・折り込み ・ページ数は24ページを基本に増減有り ・折り込みはとべの宝箱（広聴用の用紙）と砥部町くらしのカレンダー（生活カレンダー）</p> <p>町外者への配布 希望者に無料で郵送</p> <p>組入りしていない住民への配布 公共施設の窓口へ置くことで対応している</p> <p>配布謝礼 区長会へ10万円支出</p>	<p>「広報ひろたむら」</p> <p>発行日 毎月15日発行</p> <p>内容・折り込み ・ページ数は8ページ基本に増減有り ・折り込みは、行事やイベント時に折り込み</p> <p>町外者への配布 有料で郵送</p> <p>組入りしていない住民への配布 郵送および職員が配布</p> <p>配布謝礼 なし</p>	<p>合併時に砥部町の例により調整する。 （町外者への配布の費用負担については、新町発足後財政状況に応じて改めて検討する。） （配布謝礼については、区長会の組織の変更があった場合は改めて検討する。）</p>

2. 広報(ホームページ)

砥部町	広田村	調整内容
<p>砥部町の公式ホームページ</p> <p>町の概要や観光情報、行政情報、町の催しなどを公開している。</p> <p>維持管理については、業者管理とし、内容の更新を職員が行っている。</p>	<p>広田村の公式ホームページ</p> <p>村の概要や村長の施政方針、政策・観光情報、各小学校の取り組みなどを公開している。</p> <p>維持管理については、業者管理とし、内容の更新を職員が行っている。</p>	<p>新町において新たにホームページを開設する。</p> <p>また、新町のホームページが完成するまでは、両町村のホームページをリンクさせた暫定ホームページで両町村の情報を発信する。</p>

3. 広聴

砥部町	広田村	調整内容
<p>ホームページによる意見収集</p> <p>広報紙に「とべの宝箱」を折り込み随時受け付け</p>		<p>町民の皆さんの意見や要望を町政に反映させるための重要な手段である広聴活動については、合併時に砥部町の例により調整する。</p>

協議第 1 5 号

納税業務の取扱いについて

納税業務の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

納税業務の取扱いについて
1 . 広田村で実施している前納報奨金は、平成 17 年度から廃止する。
2 . 証明手数料については、合併時に砥部町の例により調整する。
3 . 広田村の納税組合は、個人情報保護のため平成 1 6 年度末をもって廃止する。
4 . 督促手数料については、合併時に砥部町の例により調整する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	納税業務の取扱い	協議番号	28
専門部会名	総務専門部会	分科会名	税務分科会

1. 前納報奨金

砥部町	広田村	調整方針
なし	<p>【対象者】 個人村民税及び固定資産税の納税義務者。ただし徴収金の未納がないものに限る。</p> <p>【報償率】 1% × 納期前月数</p> <p>【補助金等】 平成14年度 支出額 491,580円</p>	<p>砥部町では既に廃止済みであるために、一体性の確保及び負担公平の原則により広田村の前納報奨金は廃止し、合併時に砥部町の例により調整する。</p>

2. 固定資産台帳閲覧手数料

砥部町	広田村	調整方針
<p>【閲覧手数料】</p> <p>土地評価証明 200円 (6筆まで。)</p> <p>家屋評価証明 200円</p> <p>登録免許税の軽減措置証明 200円</p> <p>納税証明 200円</p> <p>その他証明 200円</p> <p>閲覧：公図、土地台帳 200円</p>	<p>【閲覧手数料】</p> <p>土地評価証明 200円 (5筆まで。1筆増すごとに20円加算)</p> <p>家屋評価証明 200円 (2棟まで。1棟増すごとに50円加算)</p> <p>資産証明 200円</p> <p>納税証明 200円</p> <p>所得証明 200円</p> <p>課税証明 200円</p> <p>その他証明 200円</p> <p>閲覧：公図、土地台帳 200円</p>	<p>閲覧手数料については、合併時に砥部町の例により引き継ぐ。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

3．納税組合

砥部町	広田村	調整方針
なし。	納税組合が存在する。	個人情報の保護のため、広田村の納税組合を廃止する方向で、合併時に砥部町の例により調整する。

4．町税等の督促、催促

砥部町	広田村	調整方針
督促、催告の事務は地方税法による。 送付方法： 封筒 手数料： 100円	督促、催告の事務は地方税法による。 送付方法： ハガキ 手数料： 50円	個人情報の保護のため、封等で督促状を送送する。 封書が1通80円であるため手数料も100円とする。 合併時に砥部町の例により調整する。

協議第16号

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年11月6日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

社会福祉協議会の取扱いについて
1．社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努める。
2．新町においても、社会福祉協議会と連携し、積極的な事業展開を図るとともに必要な支援を継続して実施する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の協議項目参考法令資料

協議項目	社会福祉協議会の取扱い		協議番号	43
専門部会名	厚生部会	分科会名	福祉分科会	

社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数総数の5分の1を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

市町村の合併の特例に関する法律
(昭和40年3月29日法律第6号)

- 第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。
-

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	社会福祉協議会の取扱いについて	協議番号	43
専門部会名	厚生専門部会	分科会名	福祉分科会

1.2 町村の社会福祉協議会の現況

砥部町	広田村
<p>【名称】 砥部町社会福祉協議会</p> <p>【主たる事務所の所在地】 愛媛県伊予郡砥部町大南 719 番地</p> <p>【設立認可年月日】 昭和 52 年 7 月 8 日</p> <p>【設立登記年月日】 昭和 52 年 10 月 8 日</p> <p>【理事】 6 名（内、会長 1 名・副会長 1 名）</p> <p>【監事】 2 名</p> <p>【評議員】 17 名</p> <p>【理事会開催回数】 年 2 回（その他、会長が召集した場合）</p> <p>【監事会開催回数】 年 1 回</p> <p>【評議員会開催回数】年 2 回（その他、会長が召集した場合）</p> <p>【法人運営の内容】 社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会定款に基づく。</p> <p>【財源】 社協会費</p>	<p>【名称】 広田村社会福祉協議会</p> <p>【主たる事務所の所在地】 愛媛県伊予郡広田村総津 387 番地</p> <p>【設立認可年月日】 平成 3 年 3 月 19 日</p> <p>【設立登記年月日】 平成 3 年 4 月 3 日</p> <p>【理事】 6 名（内、会長 1 名・副会長 1 名）</p> <p>【監事】 2 名</p> <p>【評議員】 13 名</p> <p>【理事会開催回数】 年 2 回（その他、会長が召集した場合）</p> <p>【監事会開催回数】 年 1 回</p> <p>【評議員会開催回数】年 2 回（その他、会長が召集した場合）</p> <p>【法人運営の内容】 社会福祉法人 広田村社会福祉協議会定款に基づく。</p> <p>【財源】 村補助金</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

2.2 町村の社会福祉協議会の事業内容(平成15年10月1日現在)

砥部町	広田村
<p>< 町からの受託事業 ></p> <p>高齢者地域支援対策整備・評価事業 心配ごと相談事業 生活管理指導員派遣事業 軽度生活支援事業 知的障害者通学支援事業 砥部町手話教室開催及びボランティア養成事業 公共施設の管理 老人福祉センター管理業務</p> <p>< 町からの補助事業 ></p> <p>社協運営 職員人件費(2/3補助) 福祉活動専門員設置費 専門員設置費(2/3補助) 精神障害者居宅生活支援事業</p>	<p>< 村からの受託事業 ></p> <p>高齢者地域支援対策整備・評価事業 心配ごと相談事業 軽度生活支援事業 公共施設の管理 老人憩いの家管理業務</p> <p>< 村からの補助事業 ></p> <p>法人運営 調査・企画・広報事業 広報誌発行 地域福祉活動推進事業</p> <p>(1)福祉映画 (2)手話教室 (3)給食サービス (4)ふれあいいいきサロン (5)母子・父子援護事業 (6)児童援護事業 (7)愛の一声運動</p> <p>社協運営 職員人件費(全額補助) 福祉活動専門員設置費 専門員設置費(全額補助) ボランティア関係 ボランティア活動推進事業</p>

そ の 他

第4回砥部町・広田村合併協議会の日程について

砥部町・広田村合併協議会開催一覧表

区分	開催町	開催場所	開催日時
第1回	砥部町	文化会館	平成15年9月4日(木)14:30~
第2回	広田村	中央公民館	平成15年10月2日(木)14:00~
第3回	砥部町	文化会館	平成15年11月6日(木)14:00~
第4回	広田村		平成15年12月 日
第5回	砥部町		平成16年1月 日
第6回	広田村		平成16年2月 日
第7回	砥部町		平成16年3月 日